

<大垣共立>カード規定 (平成17年12月1日現在)

平成17年12月1日以降は、従来の規定に替えて本規定を適用させていただきます。

1. カードの利用

<大垣共立>カード(以下「カード」といいます。)は、あらかじめ指定を受けた預金口座について次の場合に利用することができます。

- (1) 当行の現金自動支払機(以下「CD」といいます。)または現金自動預入引出機(振込機能のあるものを含み、以下「ATM」といいます。また「CD」と「ATM」を合わせて「自動機」といいます。)および当行が共同利用による現金支払業務を委託した金融機関(日本郵政公社を含み、以下「提携金融機関」といいます。)の自動機を使用して、普通預金または貯蓄預金を払戻す場合、ならびに総合口座またはカードローンの当座貸越を実行する場合(以下「自動機による払戻し」といいます。)
 - (2) 当行のATMおよび当行が共同利用による現金預入業務を委託した提携金融機関のATMを使用して普通預金または貯蓄預金の預入れをする場合、ならびに総合口座、カードローンの当座貸越の返済および定期預金の預入れ(以下「ATMによる預入れ」といいます。)をする場合。
 - (3) 当行のATMを使用して預金の払戻しを行い、同時に代わり金を他の預金に通帳を使用して預入れる場合(以下「ATMによる振替等」といいます。)
 - (4) 当行のATMを使用して預金の払戻しを行い、同時に代わり金を当行または当行以外の金融機関の本支店(ATMでご案内表示する金融機関の本支店に限ります。以下同様とします。)にあるご指定のお受取人の当座預金、普通預金、貯蓄預金または郵便振替口座に振込入金する場合(以下単に「振込」といいます。)
- なお、この場合、使用できるATMは、機械上に「お振込」のご案内表示があるものに限られます。
- (5) 当行のATMで宝くじを購入する場合
 - (6) 当行のATMでサンクスポイントの引換えをする場合
 - (7) その他当行の所定の取引をする場合

2. 自動機による払戻し

- (1) 自動機による払戻しをするときは、自動機にカードまたは通帳を挿入のうえ、届出の暗証と払戻し金額を正確に入力し操作してください。この場合、「通帳および払戻請求書」の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、当行または提携金融機関所定の金額単位とし、1回あたりの払戻金額は、当行または提携金融機関が定めた範囲内とします。
- (3) 1日あたりの払戻しは、当行所定の金額または当行所定の方法により届出を受けた当行所定の金額の範囲内とします。ただし、提携金融機関の自動機を利用した場合の払戻限度額は、提携金融機関の定めた範囲(本人が提携金融機関の定めた範囲を下回る払戻限度額を指定した場合はその金額)とします。

3. ATMによる預入れ

- (1) ATMによる預入れをするときは、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して、操作してください。
- なお、カードによる預入れのときは、「お取引明細票」には、預入金額を表示しておりません。受取書が必要な場合は、窓口営業時間内に「お取引明細票」を窓口にご呈示ください。受取書を作成します。
- (2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、紙幣、硬貨とも当行所定の枚数(提携金融機関のATMは提携金融機関所定の枚数)による金額の範囲内とします。

4. ATMによる振替等

- (1) ATMによる振替等をするときは、ATMに払戻口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証、振替入金金額等を正確に入力し操作してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書、振替入金口座の入金伝票の提出の必要はありません。
- (2) ATMによる振替等は1円単位とし、1回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行の定めた範囲内とします。

5. ATMによる振込

- (1) ATMによる振込をするときは、ATMに払戻口座のカードまたは通帳を挿入し、届出の暗証、振込金額およびその他つぎの内容を画面の表示にしたがい正確に入力し操作してください。
この場合、払戻口座の通帳または払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。
ご指定内容 お受取人の入金口座の金融機関名、本支店名、預金種目(当座、普通または貯蓄預金)、口座番号および受取人のお名前(日本郵政公社が振込先の場合は、お受取人の口座・通帳記号、番号および受取人のお名前)
- (2) 平日午後3時以降および土曜日・日曜日・祝日・休日に操作された場合、当行はその振込内容を振込予約として受け付け、処理は翌営業日に行うものとします。なお、日本郵政公社が振込先の場合は、平日午前9時から午後3時までの取扱とし、受付日当日に処理するものとします。
- (3) 振込による1回あたりの振込金額は当行の定めた範囲内の任意の金額とします。
- (4) ATMの案内手順に従って操作し、ATMの確認ボタンを押された後は、ATMではこの振込の取消しはできません。この場合は組戻手順により処理するものとし、組戻し不能の場合に生じた損害については当行は責任を負いません。

6. ATMによる宝くじの購入

- (1) 当行のATMを使用して宝くじを購入する場合にはATMにカードを挿入のうえ、画面の案内にしたがい正確に入力し操作してください。
- (2) 宝くじの購入は普通預金(総合口座を含む)、貯蓄預金のカードによります。
- (3) 宝くじの購入ができるATMは限られております。対象のATMおよび利用可能時間をご確認のうえ、ご使用ください。

7. ATMによるサンクスポイントの引換え

ATMを使用してサンクスポイントの引換えを行う場合には、ATMに総合口座のカードまたは通帳を挿入のうえ、画面の案内にしたがい正確に入力し操作してください。

8. 自動機利用手数料

- (1) 当行の自動機を使用して払戻し、ATMによる振替等をするときは、当行がとくに定めた時間帯に限り、当行所定の手数料(消費税込)をお支払いいただきます。この手数料は取扱時に通帳および払戻請求書なしで利用口座(指定口座)から自動的に引落とします。
- (2) 提携金融機関の自動機を使用して預入れ、払戻しするときは、提携金融機関が定めた手数料(消費税込)をお支払いいただきます。この手数料は、取扱時に通帳及び払戻請求書なしで利用口座(指定口座)から自動的に引落とすうえ、当行から提携金融機関へ支払います。

9. ATM振込による振込手数料

- (1) ATMを使用して振込をするときは、電信扱いで処理し、そのATM設置店と同一店舗内にあるお受取人の

預金口座に振込をする場合を除き、当行所定の振込手数料(消費税込)をお支払いいただきます。

- (2) 平日の午前8時までと午後6時以降、土曜日の午前8時までと午後2時以降および日曜日・祝日・休日に振込の手続を行った場合は前項(1)の振込手数料に加えて前条8.自動機の利用手数料をお支払いいただきます。
- (3) 当行は前項の振込手数料をATM利用日付をもって、通帳及び払戻請求書なしで、利用口座から自動的に引落します。
- (4) ATMを使用して振込をする場合、振込金額と振込手数料金額および自動機の利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる預金金額(当座貸越を利用できる金額を含みます。)を超えるときには振込できません。

10. 代理人によるカードの利用

- (1) 代理人(本人と生計をともしする親族1名に限ります。)による払戻し、預入れおよび振込をする場合は、本人から代理人の氏名、暗証を届け出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

11. 自動機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により自動機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でカードにより払戻し、または預入れることができます。
なお、提携先の窓口では、この取扱はいたしません。
- (2) 前項による払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書にお名前、払戻し金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、預入れする場合には、当行所定の入金伝票にお名前、預入金額を記入のうえ、現金およびカードとともに提出してください。

12. カードによる払戻し、預入れ金額等の通帳記入等

自動機または当行本支店の窓口でカードにより預入れ、または払戻した金額、自動機利用手数料金額は当行本支店の窓口に通帳を提出されたとき、またはATMに通帳を挿入されたときに記入します。

13. カード・通帳・暗証の管理等

- (1) 当行は、自動機の操作の際に使用されたカードまたは通帳が、当行から本人に交付したカードまたは通帳であること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ自動機による払戻しを行います。
- (2) カードおよび通帳は他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。なお、当行のATMを使用して、お届けの暗証を変更することもできます。この場合は第16条の定めにかかわらず、書類の提出は不要とします。カードまたは通帳が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときには、直ちにカードおよび通帳による払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードまたは通帳の盗難にあった場合には、当行所定の届出書を提出してください。

14. 偽造カードまたは偽造通帳等による払戻し等

個人のお客さまには本条の規定を適用いたしません。

偽造または変造されたカードまたは通帳による自動機による払戻しで利用されたときは、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カード、通帳および暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

15. 盗難カードまたは盗難通帳による払戻し等

個人のお客さまには下記の(1)～(4)の規定を適用いたします。

- (1)カードまたは通帳の盗難により他人に当該カードまたは通帳を自動機により不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

カードまたは通帳の盗難に気付いてからすみやかに、当行への通知が行われていること

当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への周知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード・通帳等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は責任を負いません。

当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

C 本人が被害状況についての当行に対する説明において重要な事項について偽りの説明を行った場合

戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

16. カードまたは通帳の紛失、届出事項の変更等

カードまたは通帳を紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により届出てください。

17. カードの再発行等

- (1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

- (2)カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

18. 自動機への誤入力等

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、金

融機関提携先の自動機を使用した場合の金融機関提携先の責任についても同様とします。

19. 解約、カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを返却してください。
なお、カードの利用を取りやめた場合は、自動機を使用しての通帳による払戻し、ATMによる振替等および振込はできません。
- (2) 当行の普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも返却してください。
- (3) カードまたは通帳の改ざん、不正使用など当行がカードまたは通帳によるATMの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行から請求がありしだい直ちにカードを返却してください。
- (4) 次の場合には、カードまたは通帳によるATMの利用を停止する場合があります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

第20条に定める規定に違反した場合

預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
カードまたは通帳が偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

20. 譲渡、質入れ等の禁止

カードを譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

21. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座規定、貯蓄預金規定、期日指定定期預金規定(自動継続型)、自由金利型定期預金(M型)規定(自動継続型)、変動金利定期預金規定(自動継続型)、振込規定により取扱います。

以上